

社会福祉法人白蓮
役員等の報酬および費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白蓮（以下「法人」という。）の役員および評議員に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員および評議員の報酬の内容は別表のとおりとする。

2. 日額報酬（時間給1250円）を受ける者にあつては、理事長が必要と認めた時、職務に従事した都度支給する。

(費用弁償)

第3条 役員および評議員が理事会、幹事会および評議員会以外の会議に出席、あるいは、法人業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2. 費用弁償は、法人の旅費規程を適用する。
3. 費用弁償の額は、法人の旅費規程別表1の法人役員、施設長欄を適用する。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、理事会の議決を得て改正する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年11月23日一部改正

平成19年 5月28日一部改正

平成20年 5月26日一部改正

別 表（第2条関係）

区 分	報 酬 内 容
理 事	理事会および評議員会
監 事	出席1回につき2,000円
評議員	同上